こしています。 る人が被害を受けるケースが多 や強さでたくさんの被害を引き起 その中でも、 高齢者や障害のあ

近年多発する台風や大雨など 今までの予想を超える大きさ

地域で支援する仕組みづくり ~災害時たすけあい台帳に登録を~

災害時要援護者登録制度

念されています。 地震」の今世紀前半での発生が懸 らすと予想される「東南海・南海 津波など市にも大きな被害をもた 雨、高潮災害などの風水害のほか 割を占めています。 その割合は被災者全体の約7 日本各地を襲う台風や大

ります。 難所の整備など公的な支援活動推 害時要援護者)に配慮した福祉避 害のある人で支援が必要な人 避難することが難しい高齢者や障 災害のおそれがあるときに自力で け合いが必要不可欠となります。 どを中核とした「共助」による助 否確認は、地域の自主防災組織な おける迅速な避難行動の支援や安 整うまでに一定の時間が必要とな による公的支援(公助)の体制が た場合には、市や警察などの行政 地震などの大規模災害が発生し 市では、災害が発生したときや そこで、 災害発生初期に

> 支援計画を策定しています。 導など地域で支える仕組み 情報の伝達および避難場所への誘 害時には安否の確認、災害 護者が地域によって見守られ、災 進のほか、 して瀬戸内市災害時要援護者避難 ク)をつくることを目的と 日ごろから災害時要援 (避難)

の一つです。 小限に食い止めるための取り組み の計画に基づいた、 人的被害を最

災害時要援護者登録制度とは

護者に対して、 それがあるときには、 難)情報の伝達や避難所での支援 などが必要となります。 災害時要援護者登録制度とは、 避難場所への誘導、 災害

支援に役立てる制度です。 災害時要援護者の台帳(災害時た すけあい台帳)を事前に作成し、 登録した情報は、市役所(福祉

社会福祉協議会、

災害時要援護者登録制度は、

災害が発生したときや災害のお 救助活動や安否確 災害時要援

自主防災組織 (自治会)、 防災・消防)、 員児童委員、避難支援者が共有し、

(避 支援に役立てます

※個人情報は、各機関・ 練を含めた災害時の避難支援以 外の目的には使用しません。 た人の安否の確認および避難訓 において適正に管理し、 団体など

災害時要援護者とは

けることができるのは、 災害時要援護者として支援を受 家族など

受けることができない在宅の きなかったり、 の支援だけでは避難することがで す。この機会に登録してください。 次のいずれかに該当する人で 家族などの支援を

との良好な関係をつくります。

- および高齢者のみの世帯の人 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- 身体に障害のある人(身体障害 者手帳1・2級を所持している
- いる人) 精神に障害のある人(精神障害 者保健福祉手帳1級を所持して
- 知的障害のある人(療育手帳A を所持している人)
- 介護保険における要介護度3以 上の認定を受けている人
- 難病にかかっている人
- 間ひとり暮らし高齢者など) その他支援を必要とする人 <u>(</u>屋

避難支援者とは

者に対して支援を行う隣近所をは 避難支援者とは、災害時要援護 た地域の 人や組織をい

平常時には、日ごろの見守りを 担当する災害時要援護者

> 登録には申請が必要 避難支援者の善意によって成り立 てありません。支援はあくまで、 者の責任が問題になることは決し できなかったとしても、 るものではありません。 考えられます。 要援護者の支援ができないことも 確保を行うのが精一杯で、 ては避難支援者本人や家族の安全 避難支援を行います。 の伝達、避難場所への誘導などの の安否の確認、災害 本制度は、 ただし、災害の規模などによっ 災害時には、 支援を確実に約束す 担当する要援護者 (避難) 仮に支援 避難支援 災害時

には申請が必要です。 災害時要援護者として登録する 「災害時た



9月以降も随時受け付けます。 記入の上、平成23年8月末までに 提出してください。なお、申請は、 者の住所、氏名、 すけあい台帳登録申請書」に申請 ※申請書は、提出する窓口で配布 ※避難支援者への依頼は、 しています。 得てください 本人が行い、必ず登録の承諾を 避難支援者の住所、 市ホ 緊急連絡先のほ ムペ 氏名等を 申請者 ージか

福祉部邑久分室、 福祉課、いきいき長寿課、保健 牛窓支所、

登録を希望する人へのお願い します

自助の努力をお願い

との積極的なコミュニケーション 対策をはじめ、普段から地域の人 出品の準備などできる限りの防災 身も、自宅の家具の固定や非常持 分で守る「自助」による行動が最災害発生時には、自分の身は自 も重要です。支援を希望する人自

おきましょう。

地域の皆さんへのお願い

〜避難支援者になってください〜

支援するものです。 避難支援者が 護者を地域で見守り、 役立てるだけでなく、 った「共助」による地域活動を 本制度は、市の行う支援活動に 一緒に避難すると 災害時には 災害時要援

ます。 護者にとっては大きな安心となり てくれる人の存在が、 れる人や、 災害発生時、 地域の皆さんのご協力をお 日常生活で声ををかけ 一緒に避難してく 災害時要援

■申請書提出先

きます。

らもダウンロードすることがで

■問い合わせ先

支援計画および登録制度について 地域安全推進室

30869-22-3

登録制度および高齢者の登録手

続きについて いきいき長寿課

20869-26-5948

登録手続きについて 登録制度および障害のある人の

2 6

2011.7

